

官報

号外 平成五年六月四日

○第百二十六回国衆議院會議録 第三十一号

平成五年六月四日(金曜日)

議事日程 第二十三号

平成五年六月四日

午後一時開議

第一 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

官報(号外)

○本日の會議に付した案件

日程第一 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

精神保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

日程第一 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第二、郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長亀井久興君。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔亀井久興君登壇〕

○亀井久興君 たいま議題となりました両法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国民生活や社会経済活動の電気通信への依存度が高まる中で、電気通信サービスに障害が生じた場合の影響が著しく増大しているという状況にかんがみ、電気通信システムの信頼性の向上を図るため、電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構の業務に信頼性向上施設整備事業の実施を促進するために必要な業務を追加する等所要の改正を行おうとするものであります。

次に、郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、郵便切手等に対する海外における需要にこたえる等のため、郵政大臣が郵便切手等の海外における販売に関する業務をその委託する者に行わせることができることとする等所要の改正を行おうとするものであります。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、去る三月二十九日参議院より送付され、同日日本委員会に付託となり、また、郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案は、去る五月十四日参議院より送付され、同日日本委員会に付託となり、両案は、五月二十六日小泉郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、六月三日質疑を行い、これを終了し、採決の結果、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、郵便切手類販売所等に関する

法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○魚住汎英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、精神保健法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

精神保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 精神保健法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長浦野休興君。

精神保健法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔浦野休興君登壇〕

○浦野休興君 ただいま議題となりました精神保健法等の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、その人権に配慮しつつ適正な医療及び保護を実施するため、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター、仮入院等に関して所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、医療施設の設置者等は、精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、地域住民等の理解と協力を得るよう努めること、

第二に、精神障害者の定義を「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他の精神疾患を有する者」とすること、

第三に、都道府県、市町村、社会福祉法人等は、

精神障害者地域生活援助事業を行うことができること、

第四に、保護義務者の名称を「保護者」に改めるとともに、仮入院の期間の限度を一週間とする、

第五に、厚生大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練等の研究開発等を行う民法法人を、精神障害者社会復帰促進センターとして指定することができること、

第六に、指定都市においては、都道府県が処理することとされている事務等を処理するものとする、

第七に、栄養士、調理師、製菓衛生師等の免許等について、精神障害者であることを相対的欠格事由等とすること

等でありませぬ。 本案は、五月二十五日付託となり、同月二十六日の委員会において丹羽厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、本日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、公明党、国民会議、日本共産党及び民社党より、本法の施行後五年を目途として検討を行う等の修正案が提出され、採決の結果、本案は五派共同提出の修正案のとおり全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十一分散会

出席國務大臣

厚生大臣 丹羽 雄哉君
郵政大臣 小泉純一郎君

○朗読を省略した議長長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

井上 喜一君 補欠 佐藤 守良君
冬柴 鐵三君 補欠 坂井 弘一君
佐藤 守良君 補欠 井上 喜一君
坂井 弘一君 補欠 冬柴 鐵三君

通信委員

辞任

今枝 敬雄君 補欠 久野統一郎君
佐藤 守良君 補欠 岡島 正之君
松岡 利勝君 補欠 山本 拓君

坂井 弘一君 東 順治君
岡島 正之君 佐藤 守良君
久野統一郎君 今枝 敬雄君
山本 拓君 松岡 利勝君
東 順治君 坂井 弘一君

議院運営委員

辞任

野田 実君 補欠 田辺 広雄君
目黒吉之助君 山元 勉君
田辺 広雄君 野田 実君
山元 勉君 目黒吉之助君

(議案送付)

一、昨三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

住宅基本法案(木岡章君外六名提出)
社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)
調理師法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

一、昨三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
調理師法の一部を改正する法律案
一、昨三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

自衛隊法の一部を改正する法律案(第百二十三回国会内閣提出、本院継続審査)
地方交付税法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

(決議送付)

一、昨三日、櫻内議長から宮澤内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。
地方分権の推進に関する決議

電氣通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年三月二十九日

参議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 櫻内 義雄殿

電氣通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

電氣通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「高度通信施設」の下に「及び信頼性向上施設」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二条第二項中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業」に改め、同条第五項中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項第一号中「電氣通信設備の集合体であつて電氣通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。」を削り、同項第四号中「昭和五十九年法律第八十六号」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「信頼性向上施設」とは、電氣通信の用に供する次に掲げる施設であつて、電氣通信システム(電氣通信設備の集合体であつて電氣通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。)の信頼性を著しく高めるためのものをいう。

一 電氣通信役務(電氣通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電氣通信役務をいう。)の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又は発生の防止を行うことを目的として設けられる電氣通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設

二 専ら電氣通信設備である線路(その附属設備を含む。以下この号において同じ。)を収容して当該線路の損傷を防止するための施設であつて、その中における当該線路の保守の作業が容易であるもの

4 この法律において「信頼性向上施設整備事業」とは、信頼性向上施設の整備を行う事業をいう。

第三条第一項中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業」に改め、同条第二項第二号中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業」に改める。

第四条第二項第一号中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業」に改める。

第六条第一号中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業又は認定計画に係る信頼性向上施設整備事業」に改め、同条第二号中「第一条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条中「第二条第四項各号」を「第二条第六項各号」に改める。

第十三条第二号中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業又は信頼性向上施設整備事業」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 日本開発銀行以外の出資者は、通信・放送機構(次項において「機構」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第九条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十五条第三十二項中「電氣通信事業者」が、「」の下に「電氣通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)」に

よる改正前の」を加え、同条第三十五項を第三十六項とし、第三十四項を第三十五項とし、第三十三項を第三十四項とし、第三十二項の次に次の一項を加える。

33 電氣通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電氣通信事業者が、電氣通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第四項に規定する信頼性向上施設整備事業により電氣通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成七年三月三十一日までの間に新設した電氣通信基盤充実臨時措置法第二条第三項第一号に掲げる電氣通信設備又は償却資産である同項第二号に掲げる施設で、政令で定めるもの(電氣通信事業法第六条第二項に規定する第一種電氣通信事業の用に供するものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備又は施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備又は施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

電氣通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、国民生活や社会経済活動の電氣通信への依存度が高まる中で、電氣通信サービスに障害が生じた場合の影響が著しく増大しているという状況にかんがみ、電氣通信基盤充実事業

に信頼性向上施設整備事業を加える等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 目的

電気通信基盤充実臨時措置法の目的として、信頼性向上施設の整備を促進する措置を講ずることを追加すること。

2 定義

(一) この法律において「信頼性向上施設」とは、電気通信業の用に供する次に掲げる施設であつて、電気通信システムの信頼性を著しく高めるためのものをいうものとする。

(1) 電気通信業務の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設

(2) 専ら電気通信設備である線路(その附属設備を含む。以下この号において同じ。)を収容して当該線路の損傷を防止するための施設であつて、その中における当該線路の保守の作業が容易であるもの

3 通信・放送機構の業務の特例

通信・放送機構が、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第二十八条第一項に規定する業務の特例として行う業務に、信頼性向上施設整備事業の実施に必要な資金

を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うことを追加すること。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) その他所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、電気通信システムの信頼性の向上を図るため、電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構の業務に信頼性向上施設整備事業の実施を促進するために必要な業務を追加する等所要の規定の整備を行うとするものであり、その措置は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成五年六月三日

通信委員長 亀井 久興

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 電気通信があらゆる社会経済活動の中核機能を担っている実情にかんがみ、ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性の向上を図るため、関係機関の十分な連携が行われるよう努め

るとともに、高度情報社会に向けた情報通信基盤の将来像についても積極的に対応すること。

一 電気通信事業者に対する各種支援措置の一層の拡充に努めるとともに、そのために必要な資金の確保等に努めること。

一 各施設整備事業に関する実施計画の認定等に当たっては、電気通信事業者の健全な運営と活力を損なうこととならないよう十分に配慮すること。

一 情報通信基盤の整備に当たっては、地域の実情等を踏まえ、地域間格差のない均衡のとれた地域の情報化を推進し、活力ある地域社会の構築を図ること。

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年五月十四日

参議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 櫻内 義雄殿

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「(定義)」を付し、同条中「郵便切手類」を「郵便切手等」に、「郵便法」を「郵便切手法」に改め、「郵便切手帳等」の下に「をい」とし、「郵便切手類」とは、「郵便切手等」を加える。

第二条に見出しとして「(郵便切手類の販売等)」

委託」を付し、同条第一項中「郵便切手類」の下に「国内において」を、「郵便切手類」の下に「国内における」を加え、同条第二項中「売さばき人」を「売らさばき人」に、「売さばき」を「売らさばき」に改め、同条第三項中「自動車検査登録印紙売さばき所」を「自動車検査登録印紙売らさばき所」に、「売さばき人」を「売らさばき人」に、「売さばき」を「売らさばき」に改める。

第三条に見出しとして「(郵便切手類販売所等の設置)」を付する。

第四条に見出しとして「(販売等の業務取扱の基準)」を付する。

第五条に見出しとして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第十一条に見出しとして「(罰則)」を付し、同条第二項中「外」を「ほか」に改め、同条を第十六条とする。

第十条に見出しとして「(販売等の契約の解除)」を付し、同条第四号中「第五条の三」を「第七条」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

(郵便切手等の海外における販売の委託)

第十三条 郵政大臣は、郵便切手等を海外において販売するのに必要な資金、知識、経験及び信用を有する者のうちから郵便切手等を海外において販売する者(以下「郵便切手等海外販売者」という。)を選定し、郵便切手等の海外における販売に関する業務を委託することができる。

2 前項の規定による委託に係る郵便切手等の海外における販売に関する契約の期間は、三年とする。ただし、当事者の合意により更新することを妨げない。

3 第四条第一項、第九条、第十一条及び前条(第二号、第四号及び第五号を除く。)の規定は、郵便切手等海外販売者が第一項に規定する業務を行う場合について準用する。
(事業所の設置地域)

第十四条 郵便切手等海外販売者はその業務を行う事業所は、郵便切手等海外販売者ごとに郵政大臣の定める地域内に設けなければならない。
(郵便切手等の買受け及び販売)

第十五条 郵便切手等海外販売者は、郵便切手等を省令の定めるところにより郵政省から買受け、省令の定める期間内は、定価に相当する価格で公平に販売しなければならない。この場合において、その定価に相当する価格は、郵政大臣の承認を受けた算定方法により算定したものでなければならない。

第九条に見出しとして「(販売等の業務の廃止)」を付し、同条を第十一条とする。
第八条に見出しとして「(相続人に対する臨時の委託)」を付し、同条を第十条とする。
第七条に見出しとして「(販売手数料等)」を付し、同条を第九条とする。

第六条に見出しとして「(販売時間等)」を付し、同条を第八条とする。
第五条の三に見出しとして「(指示)」を付し、同条を第七条とする。

第五条の二に見出しとして「(郵便料金表の掲示)」を付し、同条を第六条とする。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 簡易郵便局法の一部改正
簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第五条の三」を「第七条に」、「第七条」を「第九条に」、「第十一条」を「第十六条」に改める。

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、郵便切手等に対する海外における需要にこたえる等のため、郵政大臣が郵便切手等の海外における販売に関する業務をその委託する者に行わせることができることとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 郵政大臣は、郵便切手等を海外において販売するのに必要な資力、知識、経験及び信用を有する者のうちから郵便切手等海外販売者を選定し、その業務を委託することができることとする。

2 郵便切手等海外販売者が行う事業所は、郵便切手等海外販売者ごとに郵政大臣の定める地域内に設けなければならないこととする。

3 郵便切手等海外販売者は、郵便切手等を郵政省から買受け、定価に相当する価格で公平に販売しなければならないこととする。

4 郵便切手等海外販売者が販売する郵便切手等の範囲を定めることその他所要の規定の整備を行うこととする。

5 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

6 簡易郵便局法について所要の改正を行うこととする。

議案の可決理由
本案は、郵便切手等に対する海外における需要にこたえる等のため、所要の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成五年六月三日
通信委員長 亀井 久興
衆議院議長 櫻内 義雄殿
〔別紙〕

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 郵便事業は、今後とも、全国あまねく公平にサービスを提供する国営事業として、国民生活の向上及び社会経済の発展に一層貢献するよう努めるとともに、必要な要員、施設を確保し、国民に信頼される安定した業務運行の維持を図ること。

一 郵便切手が多くの人々によって使用、鑑賞、収集され、我が国の自然、文化、産業等を広く内外に伝える役割を有していることにかんがみ、今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

るとともに、郵便切手等の委託による海外販売の実施地域の拡大等を図ること。
一 手紙の持つ文化的意義及び教育的側面に着目し、今後とも文通活動の促進等手紙文化の普及、振興に努めること。

一 健全な郵便事業の運営を維持するため、積極的な営業活動による増収を図るとともに、情報機械化等の効率化を推進するなど、中・長期的な視野に立って郵便事業財政基盤を確立すること。

精神保健法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成五年五月二十一日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

精神保健法等の一部を改正する法律(精神保健法の一部改正)
第一条 精神保健法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「施設」を「施設及び事業」に、「第五章 医療及び保護(第二十条―第五十一条)」を「第五章 医療及び保護(第二十条―第五十一条)」「第五章の二 精神障害者社会復帰促進センター」の三 雑則(第五十一条の十二)に改める。

第二条中「教育施設」の下に「並びに地域生活援助事業」を加える。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(精神障害者等の社会復帰への配慮)

第二条の三 医療施設若しくは社会復帰施設の設置者又は地域生活援助事業を行う者は、その施設を運営し、又はその事業を行うに当たっては、精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置者及び地域生活援助事業を行う者は、精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第三条中「精神病者(中毒性精神病者を含む。)、精神薄弱者及び精神病質者」を「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他の精神疾患を有する者」に改める。

「第二章 施設」を「第二章 施設及び事業」に改める。

第九条第一項中「次項及び次条」を「以下この章及び第五章の二」に改める。

第十条の二を次のように改める。
(精神障害者地域生活援助事業)

第十条の二 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、精神障害者地域生活援助事業(地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、社会福

祉事業法の定めるところにより、精神障害者地域生活援助事業を行うことができる。

第十条の二の次に次の一条を加える。
(国又は都道府県の補助)

第十条の三 都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業を行う者に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用
二 精神障害者地域生活援助事業に要する費用
2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 都道府県が設置する精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用
二 都道府県が行う精神障害者地域生活援助事業に要する費用
三 前項の規定による補助に要した費用

第十四条第三項中「及び精神障害者」を、「精神障害者」に改め、「従事する者」の下に「及び精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業に従事する者」を加える。

第二十条の前の見出しを「保護者」に改め、同条第一項中「保護義務者」を「保護者」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同条第二項中「保護義務者」を「保護者」に、「左の通り」を「次のとおり」に、「但し」を「ただし」に、「申立」を「申立て」に改め、同条第三項中「但書」を「ただし書」に改める。

第二十一条中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第二十二條第一項中「保護義務者」を「保護者」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「保護義務者」を「保護者」に改め、同条第三項中「保護義務者」を「保護者」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

第二十二條の三を第二十二條の四とし、第二十二條の二を第二十二條の三とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 保護者は、第四十一條の規定による義務(第二十九條の三又は第二十九條の四第一項の規定により退院する者の引取りに係るものに限る。)を行うに当たり必要があるときは、当該精神病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神病院若しくは指定病院と関連する精神障害者社会復帰施設の長に対し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援助を求めることができる。

第三十二條第一項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「保護義務者」を「保護者」に、「行なり」を「行う」に改める。

第三十三條及び第三十三條の四第一項中「保護義務者」を「保護者」に改める。
第三十四條中「三週間」を「一週間」に改める。

第三十八條中「精神病院」の下に「その他の精神障害者の医療を提供する施設を加え、入院中の者を当該施設において医療を受ける精神障害者」に、「保護義務者等」を「保護者等」に改める。

第三十八條の四中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第三十八條の七第二項中「第二十二條の三第三項」を「第二十二條の四第三項」に改める。

第三十九條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第六号中「保護義務者」を「保護者」に改める。
第四十一条(見出しを含む。)中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第四十二條第一項中「精神障害者」の下に「又は当該精神障害者と同居する保護者等」を加える。
第四十三條中「第二十七條又は」を「第二十七條若しくは」に、「第二十九條の三又は」を「第二十九條の三若しくは」に改め、「認めるもの」の下に「又は当該精神障害者と同居する保護者等」を加え、「その者」を「これらの者」に改める。

第四十四條から第四十八條までを次のように改める。
第四十九條中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。
第五章の二 精神障害者社会復帰促進セ
ンター
(指定等)

第五十一條の二 厚生大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的として設立された民法第三十四條の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる」と認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会

復帰促進センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)
第五十一条の三 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 精神障害者の社会復帰の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

二 精神障害者の社会復帰の事例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰の促進に関する研究を行うこと。

四 精神障害者の社会復帰の促進を図るため、第二号の規定による研究開発の成果又は前号の規定による研究の成果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業の業務に関し、当該事業に従事する者及び当該事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、精神障害者

の社会復帰を促進するために必要な業務を行うこと。

(センターへの協力)

第五十一条の四 精神病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者、精神障害者社会復帰施設の設置者及び精神障害者地域生活援助事業を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生省令で定めるものを提供することができる。

(特定情報管理規程)

第五十一条の五 センターは、第五十一条の三第二号及び第三号に掲げる業務に係る情報及び資料(以下この条及び第五十一条の七において「特定情報」という。)の管理並びに使用に関する規程(以下この条及び第五十一条の七において「特定情報管理規程」という。)を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 厚生大臣は、前項の認可をした特定情報管理規程が特定情報の適正な管理又は使用を図る上で不適当となつたと認めるときは、センターに対し、当該特定情報管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 特定情報管理規程に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

(秘密保持義務)

第五十一条の六 センターの役員若しくは職員

又はこれらの職にあつた者は、第五十一条の三第二号又は第三号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(解任命令)

第五十一条の七 厚生大臣は、センターの役員又は職員が第五十一条の五第一項の認可を受けた特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規定に違反したときは、センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第五十一条の八 センターは、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に厚生大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に厚生大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第五十一条の九 厚生大臣は、第五十一条の三に規定する業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、センターに対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とある

るのは「第五十一条の九第一項」と、「その者の居住する場所」とあるのは「センターの事務所」と、「指定医及び当該職員」とあるのは「当該職員」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。

(監督命令)

第五十一条の十 厚生大臣は、この章の規定を施行するため必要な限度において、センターに対し、第五十一条の三に規定する業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第五十一条の十一 厚生大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第五十一条の三に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 指定に関し不正な行為があつたとき。
三 この章の規定又は当該規定による命令若しくは処分違反したとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章の三 雑則

(大都市の特例)

第五十一条の十二 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年

官 報 (号 外)

法律第六十七号(第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。))においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中、都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

2 前項の規定により指定都市の長がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対し再審査請求をすることができる。

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 第五十一条の六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条に次の一号を加える。

五 第五十一条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十七条第一号中「第二十二條の三第三項後段」を「第二十二條の四第三項後段」に改める。(社会福祉事業法の一部改正)

第二条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号の三中「事業」の下に「及び同法にいう精神障害者地域生活援助事業」を

加える。

(医療法の一部改正)

第三条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第四号中「設置」の下に「又は同法

第十条の二に規定する精神障害者地域生活援助事業の実施」を加える。

(栄養士法の一部改正)

第四条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「伝染性」を「精神病又は伝染性」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

(診療放射線技師法の一部改正)

第五条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(絶対的欠格事由)

第四条 目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、前条の規定による免許(第二十條第二号を除き、以下「免許」という。)を与えない。

第五条第一項第一号中「伝染性」を「精神障害者又は伝染性」に改める。

第九条第一項中「第四条各号のいづれか」を「第四条の規定」に改め、同条第三項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第四項中「第一項又は」を削る。

(あへん法の一部改正)

第六条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

(あへん法の一部改正)

第十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「精神障害者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第十四条第六号中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に改め、同号を同条第七号とし、同条第一号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 精神病者

第十八条第一項中「乾そう場」を「乾燥場」に、「但し」を「ただし」に、「こえて」を「越えて」に改め、同条第二項中「第十四条第三号から第五号まで」を「第十四条第四号から第六号まで」に改め、同条第三項中「添付」を「添付」に改める。

第四十二条の見出しを「許可の取消し」に改め、同条第二項中「基く」を「基づく」に、「第十四条第二号若しくは第六号」を「第十四条第一号、第三号若しくは第七号」に改める。

(調理師法の一部改正)

第七条 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「絶対的欠格事由」に改め、同条中「前条」を「第三条」に改め、同条第一号中「精神障害者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第三号中「第六条第二項」を「第六条第二項第二号に該当し同項」に改め、同条第六条第二項を「第六条第二項第二号に該当し同項」に改め、同条に次の一条を加える。

(相対的欠格事由)

第六条の二 精神病者には、免許を与えないことがある。

第八条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、製菓衛生師が次の各号の一に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 精神病者

二 その責に帰すべき事由により、菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。

(行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の一部改正)

第九条 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第六項後段を次のように改める。

この場合において、旧法第九条第一項中

該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 精神病者

二 その責に帰すべき事由により、調理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。

(製菓衛生師法の一部改正)

第八条 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五十号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「絶対的欠格事由」に改め、同条第一号中「精神障害者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二号中「第八條第二項」を「第八條第二項第二号に該当し同項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(相対的欠格事由)

第六條の二 精神病者には、免許を与えないことがある。

第八條第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、製菓衛生師が次の各号の一に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 精神病者

二 その責に帰すべき事由により、菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。

(行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の一部改正)

第九条 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第六項後段を次のように改める。

この場合において、旧法第九条第一項中

該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 精神病者

二 その責に帰すべき事由により、調理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。

「第四条(絶対的欠格事由)各号のいずれかに該当するに至つたとき」とあるのは、目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者となつたとき」と、同条第二項中「第五条(相対的欠格事由)各号のいずれかに」とあるのは「精神障害者又は行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律第二十二條の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法第五條各号のいずれかに」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二項」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中精神保健法の目次の改正規定(第五章 医療及び保護第二十条―第五十一条)を「第五章の三 雑則(第五十一条―第五十二条)」に改める部分に限る。及び第五章の次に二章を加える改正規定(第五章の三に係る部分に限る)並びに附則第五條中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項第十一号の次に一号を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の精神保健法第十条の二第一項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉事業法第六十四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「精神保健法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日から起算

して三月」とする。

第三条 第五条の規定による改正前の診療放射線技師法第九條第一項の規定により免許の取消処分を受けた者(第五条の規定による改正前の同法第四條第一号に該当するに至つたことにより免許の取消処分を受けた者に限る。)について、第五条の規定による改正後の同法(以下この条において「新法」という。)第九條第四項の規定を適用する場合には、当該取消処分を受けた者を新法第九條第二項の規定により免許の取消処分を受けた者とみなす。

第四条 第九条の規定による改正前の行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十二條の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(以下この条において「旧法」という。)第九條第一項の規定により免許の取消処分を受けた者(旧法第四條第一号に該当するに至つたことにより免許の取消処分を受けた者に限る。)について、第九条の規定による改正後の行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五條第六項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法第九條第四項の規定を適用する場合においては、当該免許の取消処分を受けた者を第九條の規定による改正後の行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五條第六項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法第九條第二項の規定により免許の取消処分を受けた者とみなす。

第五条 地方自治法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日から起算

る。

第二百五十二条の十九第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 精神保健に関する事務

別表第四第二号(中)「保護義務者」を「保護者」に改める。

(優生保護法の一部改正)

第六条 優生保護法(昭和二十三年法律第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「雇つてゐる」を「かかつてゐる」に、「保護義務者」を「保護者」に改める。

第十四條第一項中「指定医師」を「指定医師」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「癩疾患」を「らい疾患」に、「雇つてゐる」を「かかつてゐる」に改め、同条第三項中「保護義務者」を「保護者」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第十二号中「取り消すこと」を「取り消し、並びに同法の規定に基づき精神障害者社会復帰促進センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと」に改める。

理由

近時の精神障害者等の社会復帰に関する状況等を勘案し、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター等に関する事項、仮入院に関する事項その他の事項に関して所要の措置を講ずる必要がある。

る。これが、この法律案を提出する理由である。

精神保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、その人権に配慮しつつ適正な医療及び保護を実施するため、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター、仮入院等に関する事項等に関して所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 精神保健法の一部改正

(一) 医療施設又は社会復帰施設の設置者及び地域生活援助事業を行う者は、精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めるとともに、国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。

(二) 精神障害者の定義を「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他の精神疾患を有する者」とすること。

(三) 都道府県、市町村、社会福祉法人等は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、精神障害者地域生活援助事業を行うことができるものとする。また、国及び都道府県は、その費用等の一部を補助することができることとする。

有するものとされた旧法第九条第二項の規定により免許の取消処分を受けた者とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第五^六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 精神保健に関する事務

別表第四第二号(中)「保護義務者」を「保護者」に改める。

(優生保護法の一部改正)

第六^七条 優生保護法(昭和二十三年法律第五百十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「罹っている」を「かかっている」に、「保護義務者」を「保護者」に改める。

第十四条第一項中「指定医師」を「指定医師」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「類疾患」を「らい疾患」に、「罹っている」を「かかっている」に改め、同条第三項中「保護義務者」を「保護者」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第七^八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第六^九条第十二号中「取り消すこと」を「取り消し、並びに同法の規定に基づき精神障害者社会復帰促進センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと」に改める。

〔別紙〕

精神保健法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、精神障害者のノーマライゼーションを

推進する見地から、次の事項につき、適切な措置を講ずるべきである。

一 精神障害者の定義については、国際的な疾病分類に準拠したものであることを周知徹底するとともに引き続き検討を行うこと。

二 精神障害者を抱える保護者に対する支援体制を充実するとともに、今後とも公的後見人を含めて保護者制度の在り方について検討すること。

三 精神障害者の社会復帰を推進するため、社会復帰施設、地域生活援助事業、小規模作業所等に対する支援の充実を図ること。

四 精神保健におけるチーム医療を確立するため、精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の国家資格制度の創設について検討するとともに精神保健を担う職員の確保に努めること。

五 精神障害者に関する各種資格制限及び利用制限について今後とも引き続き検討すること。

六 社会保険診療報酬の改定に当たっては、精神障害者の社会復帰を促進するという観点や精神病院等の経営実態等を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講じ、その経営の安定等が図られるよう努めること。

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定価

本号一部
送料別
三円五角
税別
三円